

令和7年度

P T A 総 会 議 案
後 援 会 総 会 議 案

静岡県立伊豆伊東高等学校 P T A
静岡県立伊豆伊東高等学校後援会

P T A 総 会 次 第

日 時 令和7年5月8日(木)

場 所 本 校 体 育 館

1 校長あいさつ

2 開 会

3 P T A会長あいさつ

4 議 事

- 第1号議案 令和6年度 事業報告について
- 第2号議案 令和6年度 決算報告について
- 第3号議案 P T A会則の一部変更について
- 第4号議案 令和7年度 役員選出について
- 第5号議案 令和7年度 事業計画案について
- 第6号議案 令和7年度 予算案について

5 閉 会

令和6年度PTA事業活動報告

令和6年

- 4月5日 入学式 PTA会長祝辞、副会長・理事出席
- 4月23日 PTA・後援会理事会
- 5月9日 PTA広報委員会
- 5月14日 PTA・後援会総会
(1) 令和5年度事業報告・決算報告
(2) 令和6年度役員選出
(3) 令和6年度事業計画、予算案
- 5月25日 PTA奉仕作業
- 6月7日 静岡県高P連総会・研修会（ホテルグランヒルズ静岡）
栗田前会長・中井会長参加
- 6月8日 碧春祭^{あおはる}PTAバザー（文化委員会）
- 7月1日 PTAあいさつ運動（生活委員会）
- 7月2日 三島・田方地区公立高等学校PTA指導者研修会（葦山文化センター）
（当番校 伊豆中央高校）
中井会長・大川副会長・佐藤副会長・辻理事・浅野理事・齋藤理事・教頭・総務課長参加
- 8月22・23日 高P連全国大会茨城大会（アダストリアみとアリーナ 他）
中井会長・校長参加
- 11月1日 PTAあいさつ運動（生活委員会）
- 11月30日 三島田方地区PTA情報交換会
中井会長・大川副会長・佐藤副会長・辻理事・浅野理事参加
- 12月9日 校則検討委員会 中井会長参加
- 12月18日 PTA臨時役員会
- 2月7日 PTA第2回役員会
- 3月中～下旬 各地区で地区会開催

※ PTA広報委員会は「伊豆伊東高校だより」に各行事に関してコメント掲載

令和6年度 静岡県立伊豆伊東高等学校PTA会計決算書

収入総額 13,146,970 円
 支出総額 9,299,944 円
 差引残額 3,847,026 円

(次年度会計へ繰越)

収入の部

(単位: 円)

科目	当初予算額	補正予算額	予算現額 (A)	決算額 (B)	比較増減額 (B-A)	備考
会費	6,241,600	0	6,241,600	5,733,600	△508,000	月額800円×延7,117人、教職員40,000円
模試受験料	4,000,000	0	4,000,000	3,879,850	△120,150	3年生進学模試、模試監督料
検定受験料	300,000	0	300,000	137,930	△162,070	秘書検定、英語検定
サテライン受講料	0	0	0	0	0	開催なし
繰越金	3,164,374	0	3,164,374	3,164,374	0	前年度よりの繰越金
雑収入	150,000	0	150,000	231,216	81,216	安全振興会助成金、預金利息ほか
合計	13,855,974	0	13,855,974	13,146,970	△709,004	

支出の部

(単位: 円)

科目	当初予算額	補正予算額	流用増減額	予算現額 (A)	決算額 (B)	比較増減額 (A-B)	備考
運営費	4,145,974	0	0	4,145,974	3,331,127	814,847	
会議費	150,000	0	0	150,000	47,839	102,161	地区懇談会会場使用料ほか
需用費	1,095,974	0	0	1,095,974	798,246	297,728	学校案内印刷ほか
旅費	300,000	0	0	300,000	105,026	194,974	高P連総会旅費ほか
分担金	200,000	0	0	200,000	161,900	38,100	高P連分担金ほか
報酬	2,400,000	0	0	2,400,000	2,218,116	181,884	PTA職員報酬
指導費	560,000	0	0	560,000	319,287	240,713	
生徒指導費	60,000	0	0	60,000	15,255	44,745	生徒用ネクタイ
特別指導費	500,000	0	0	500,000	304,032	195,968	楽メール使用料ほか
文化費	550,000	0	0	550,000	533,026	16,974	
図書費	500,000	0	0	500,000	496,026	3,974	図書室保管図書購入費
分担金	50,000	0	0	50,000	37,000	13,000	教育研究会会費
厚生費	100,000	0	0	100,000	26,500	73,500	
慶弔費	100,000	0	0	100,000	26,500	73,500	香料、花代
進路指導費	7,500,000	0	0	7,500,000	5,090,004	2,409,996	
進路講習費	100,000	0	0	100,000	89,934	10,066	講習会講師謝金ほか
図書費	500,000	0	0	500,000	431,145	68,855	進路用図書購入費
賃借料	200,000	0	0	200,000	110,123	89,877	進路室コピー機賃貸料
需用費	200,000	0	0	200,000	32,161	167,839	大学入学共通テスト受験案内配達料ほか
報酬	2,000,000	0	0	2,000,000	1,045,741	954,259	サタセミ等講師料報酬ほか
模試	4,000,000	0	0	4,000,000	3,302,700	697,300	3年生進学模試受験料
検定	500,000	0	0	500,000	78,200	421,800	秘書検定受験料
サテライン受講料	0	0	0	0	0	0	開催なし
予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	1,000,000	
予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	1,000,000	
合計	13,855,974	0	0	13,855,974	9,299,944	4,556,030	

令和7年3月31日

監査報告

令和6年度歳出歳入決算を監査した結果、適正であると認めます。

静岡県立伊豆伊東高等学校PTA

監事

中川和久
 栗田幸治

第3号議案

P T A会則の一部変更について

現行

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人 (うち1人は「会計」を担当する。ただし、次項の者を除く。)
- (3) 理事 10人
- (4) 監事 2人

2 前項第2号に定める副会長のうち1人は、校長もしくはその職務を代行する者をもってこれに充て、業務執行役とする。

3 第1項第3号に定める理事のうち1人は、前項に定める者を除く教職員をもってこれに充てる。

変更案

(2) 副会長 4人

(1人は「会計」を担当する。2人は文化委員会と広報委員会を担当する。
ただし、次項の者を除く。)

(3) 理事 9人

現行

第7章 委員会・地区会及び事務局

(委員会)

第31条 本会に、次の委員会を置く。

- (1) 文化委員会
- (2) 生活委員会
- (3) 広報委員会

変更案

- (1) 文化委員会
- (2) 広報委員会

令和7年度 PTA役員 (案)

本部役員

役職名	氏名
会長	大川 勝弘
副会長	前田 光利
副会長	荻野 高志
副会長	嘉福 昌次
副会長	池田 将章
理事(広報委員長)	青木 光司
理事(文化委員長)	高里 由美子
理事(地区長)	佐藤 真理子
理事(地区長)	石田 和哉
理事(地区長)	齋藤 麻子
理事(地区長)	古屋 仁美
理事(地区長)	羽兼 悠太
理事(地区長)	木村 幸世
理事	小川 友和

監事

監事	中井 智実
監事	辻 恵

各地区役員

熱海・宇佐美地区

地区長	佐藤 真理子
文化委員	椎野 ルミ
広報委員	鈴木 将大

湯川・松原・岡・鎌田地区

地区長	石田 和哉
文化委員	石田 洋子
文化委員	清水 英美
文化委員	亘 寿美
広報委員	稲葉 仁

玖須美・新井地区

地 区 長	齋 藤 麻 子
文 化 委 員	川 上 若 菜
広 報 委 員	鈴 木 公 子

川 奈 地 区

地 区 長	古 屋 仁 美
文 化 委 員	鈴 木 千 絵 美
広 報 委 員	濱 田 真 治

吉 田 ・ 荻 地 区

地 区 長	羽 兼 悠 太
文 化 委 員	井 出 亜 由 美
文 化 委 員	日 吉 玲 子
文 化 委 員	八 木 知 奈
文 化 委 員	山 本 な つ き
広 報 委 員	坂 田 奈 緒 子

対 島 地 区

地 区 長	木 村 幸 世
文 化 委 員	土 屋 智 恵
文 化 委 員	森 田 由 華
文 化 委 員	兼 子 美 穂
文 化 委 員	田 畑 恵 美 子
広 報 委 員	平 田 美 穂

事 務 局

事 務 局 長	池 田 将 章
事 務 局 次 長	星 谷 朗 子
事 務 局 職 員	日 吉 淳
事 務 局 職 員	岩 沢 猛
事 務 局 職 員	山 田 哲 史
事 務 局 職 員	高 橋 の ぞ み

第 5 号議案

令和 7 年度 P T A 事業計画 (案)

静岡県立伊豆伊東高等学校 P T A の目的(静岡県立伊豆伊東高等学校 P T A 会則第 3 条)を達成するために、下記の事業を行う。

1 会員の研修と地区活動の充実を図る。

全国・東海・県高等学校 P T A 連絡協議会等への参加
三島・田方地区公立高等学校 P T A 指導者研修会への参加
学校広報紙「伊豆伊東高校だより」への寄稿 (広報委員)

2 生徒の生活指導に積極的に協力する。

登校時のあいさつ運動への参加
校則検討委員会への参加

3 進路対策の強化充実を援助する。

進路指導 (進学・就職) への援助

4 生徒の部活動を援助する。

部活動 (体育・文化) へ援助

5 学校行事を援助する。

碧春祭 (あおはるさい) のバザーへの出品・販売 (文化委員)

6 教育環境の整備を行う。

奉仕活動として除草作業

7 その他

静岡県立東部特別支援学校伊豆高原分校との連携に関する事業

令和7年度 静岡県立伊豆伊東高等学校PTA会計予算書(案)

収入総額	10,450,000 円
支出総額	10,450,000 円
差引残額	0 円

収入の部

(単位:円)

科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減額 (A)-(B)	備考
会費	5,800,000	6,241,600	△ 441,600	月額800円×延7,200人、教職員40,000円
模試監督料	665,000	0	665,000	1回350円×延1,900人
模試受験料	0	4,000,000	△ 4,000,000	校納金会計移行
検定受験料	0	300,000	△ 300,000	校納金会計移行
繰越金	3,847,026	3,164,374	682,652	前年度繰越金
雑収入	137,974	150,000	△ 12,026	安全振興会助成金、預金利息ほか
合計	10,450,000	13,855,974	△ 3,405,974	

支出の部

(単位:円)

科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減額 (A)-(B)	備考
運営費	5,000,000	4,145,974	854,026	
会議費	200,000	150,000	50,000	地区懇談会会場使用料ほか
需用費	1,600,000	1,095,974	504,026	学校案内印刷ほか
旅費	300,000	300,000	0	高P連総会旅費ほか
分担金	200,000	200,000	0	高P連分担金ほか
報酬	2,700,000	2,400,000	300,000	PTA職員報酬
指導費	700,000	560,000	140,000	
生徒指導費	100,000	60,000	40,000	
特別指導費	600,000	500,000	100,000	案メール使用料ほか
文化費	850,000	550,000	300,000	
図書費	800,000	500,000	300,000	図書室保管図書購入費ほか
分担金	50,000	50,000	0	教育研究会会費
厚生費	100,000	100,000	0	
慶弔費	100,000	100,000	0	香料、花代
進路指導費	2,800,000	7,500,000	△ 4,700,000	
進路講習費	300,000	100,000	200,000	講習会講師謝金ほか
図書費	600,000	500,000	100,000	進路用図書購入費
賃借料	200,000	200,000	0	進路室コピー機賃貸料
需用費	200,000	200,000	0	大学入学共通テスト受験案内配送料ほか
報酬	1,500,000	2,000,000	△ 500,000	平日講師、模試監督報酬
模試受験料	0	4,000,000	△ 4,000,000	校納金会計移行
検定受験料	0	500,000	△ 500,000	校納金会計移行
予備費	1,000,000	1,000,000	0	
予備費	1,000,000	1,000,000	0	バス停屋根設置
合計	10,450,000	13,855,974	△ 3,405,974	
差額	0			

(各科目間の流用を認める)

静岡県立伊豆伊東高等学校PTA会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、静岡県立伊豆伊東高等学校PTAと称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を静岡県伊東市吉田748-1、静岡県立伊豆伊東高等学校内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、生徒の健全な成長のために、学校と家庭との緊密な連携協力のもとに、よりよい教育環境を具現化し、教育の向上、推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校、家庭及び地域の教育振興に関する事業
- (2) 教育環境の整備充実に関する事業
- (3) 生徒会活動、部活動等の振興に関する事業
- (4) 図書及び図書館の充実に関する事業
- (5) 生徒の学力向上及び進路実現に関する事業
- (6) 生徒の保健衛生及び体力増進に関する事業
- (7) 生徒、会員の親睦及び福利厚生に関する事業
- (8) 生徒及び教職員の研究助成に関する事業
- (9) 生徒の校外生活指導に関する事業
- (10) 会員の研修に関する事業
- (11) 特別支援学校との連携に関する事業
- (12) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、静岡県立伊豆伊東高等学校（以下「本校」という。）に在学する生徒の保護者等で、本会の目的に賛同のうえ、入会した者及び本校の教職員（ただし、本務者に限る。）とする。

(会員の資格の取得)

第6条 生徒の保護者等で本会の会員になろうとする者は、「PTA会員に関する規則」（以下、「規則」という。）により申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 本会の活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める額を支払うものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、規則に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の会則その他の規則等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本校に在学する生徒の保護者等又は本校の教職員でなくなったとき。
- (2) 当該会員が死亡したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 会則の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして役員会又はこの会則で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、原則として定時総会を毎年の年度開始から概ね2か月以内を目途として開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、役員会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1人につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 会則の変更
- (4) 解散

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

4 前項の規定にかかわらず、役員を選任する議案を決議するに際し、候補者の合計数が第19条に定める定数内の場合には、候補者を一括して第1項の決議を行うことができる。

5 やむを得ず総会に出席できない会員は、他の出席する会員を代理人として、決議の委任をすることができる。この場合において、第1項から第4項の規定については、これを出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席した役員(ただし、監事を除く。)のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員設置)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人(うち1人は「会計」を担当する。ただし、次項の者を除く。)
- (3) 理事 10人
- (4) 監事 2人

2 前項第2号に定める副会長のうち1人は、校長もしくはその職務を代行する者をもつ

てこれに充て、業務執行役とする。

- 3 第1項第3号に定める理事のうち1人は、前項に定める者を除く教職員をもってこれに充てる。

(役員を選任)

第20条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び前条第2項に定めるものを除く副会長は、役員会の決議によって前条第3項に定めるものを除く会員から選任する。

(役員職務及び権限)

第21条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、各委員長・地区長によって役員会を構成し、この会則に定めるところにより、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、監事を除く役員職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、監事を除く役員及び事務局に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(役員任期)

第23条 役員任期は、1年とし、定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任務の満了する時までとする。
- 3 役員は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任務の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項において、必要に応じて補欠を選任することができる。

(役員報酬)

第25条 役員は、無報酬とする。

第6章 役員会

(構成)

第26条 本会に役員会を置く。

- 2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(権限)

第27条 役員会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定

- (2) 監事を除く役員の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選任及び解職
- (4) その他役員会で決議するものとしてこの会則で定められた事項の承認

(招集)

第 28 条 役員会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が役員会を招集する。

(決議)

第 29 条 役員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する役員を除く役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 役員会に出席できない役員は、他の出席する役員を代理人として、決議の委任をすることができる。この場合において、前項の規定については、これを出席したものとみなす。

(議事録)

第 30 条 役員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 会長及び出席した役員のうちから選出された議事録署名人 2 人は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 委員会・地区会及び事務局

(委員会)

第 31 条 本会に、次の委員会を置く。

- (1) 文化委員会
- (2) 生活委員会
- (3) 広報委員会

- 2 各委員会に、委員長及び委員を置く。
- 3 前項に規定するもののほか、本会の事業遂行のため必要があるときは、役員会の決議を経て他の委員会を置くことができる。
- 4 委員の選出その他委員会の運営に関する事項は、役員会で別に定める。

(地区会)

第 32 条 本会に、地区会を置く。

- 2 地区会に、地区長、副地区長及び地区役員を置く。
- 3 地区役員の選出、その他地区の運営に関する事項は、役員会で別に定める。

(専門委員会)

第 33 条 専門的な事項について調査研究の必要があるときは、本会に専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、役員会の承認を経て会長が委嘱した委員により組織される。
- 3 専門委員は、要請により役員会及び総会に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第 34 条 本会に事務局を置く。

2 事務局員の選出その他事務局の運営に必要な事項は、役員会で別に定める。

第 8 章 会計

(事業年度)

第 35 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 36 条 本会の事業計画及び予算については、会長が作成し、役員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、定時総会に提出し、その内容を報告するとともに、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、役員会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

2 前項の承認を受けた書類は、定時総会に提出し議決を得なければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置くとともに、会則及び会員名簿を事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員名簿

第 9 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 38 条 この会則は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 39 条 本会は、総会の決議その他学校の再編整備などの事由により解散する。

第 10 章 雑則

(委任)

第 40 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営その他必要な事項は役員会が別に定める。

附則

1 この会則は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

後援会総会次第

日 時 令和7年5月8日(木)

場 所 本校体育館

1 開 会

2 後援会会長あいさつ

3 議 事

第1号議案 令和6年度 事業報告について

第2号議案 令和6年度 決算報告について

第3号議案 令和7年度 役員選出について

第4号議案 令和7年度 事業計画案について

第5号議案 令和7年度 予算案について

4 閉 会

第1号議案

令和6年度 後援会事業報告

1 会議

(1) 理事会

開催日	議案事項	結果
6.4.23	(1) 令和5年度 事業報告について (2) 令和5年度 決算報告について (監査報告) (3) 令和6年度 役員選出について (4) 令和6年度 事業計画案について (5) 令和6年度 予算案について	

(2) 総会

開催日	議案事項	結果
6.5.14	(1) 令和5年度 事業報告について (2) 令和5年度 決算報告について (監査報告) (3) 令和6年度 役員選出について (4) 令和6年度 事業計画案について (5) 令和6年度 予算案について	

2 事業

静岡県立伊豆伊東高等学校後援会会則第4条に規定する事業執行額

(1) 施設等整備	847千円
(2) 備品等整備	741千円
(3) 部活動引率旅費	2,178千円
(4) 部活動全国・東海大会等生徒遠征費	2,185千円

令和6年度 伊豆伊東高等学校後援会会計決算書

収入総額 8,233,551円
 支出総額 7,278,766円
 差引残額 954,785円

収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較増減	摘要
会費収入	6,201,600	5,693,600	508,000	月額800円×延7,117人
雑収入	1,248	247,799	△ 246,551	全国高校総体派遣補助費(246,000円)、預金利息等
繰越金	2,292,152	2,292,152	0	前年度繰越金
計	8,495,000	8,233,551	261,449	

支出の部

(単位：円)

科目	予算額	流用増減	予算現額	決算額	比較増減	摘要
管理費	310,000	0	310,000	0	310,000	
会議費	0	0	0	0	0	
旅費交通費	10,000	0	10,000	0	10,000	
通信運搬費	0	0	0	0	0	
消耗品費	200,000	0	200,000	0	200,000	
印刷製本費	100,000	0	100,000	0	100,000	
雑費	0	0	0	0	0	
事業費	4,000,000	△ 230,000	3,770,000	2,915,261	854,739	
施設整備費	2,000,000	△ 630,000	1,370,000	847,484	522,516	部活動施設等整備
什器備品費	1,000,000	0	1,000,000	740,830	259,170	部活動備品等整備
事業後援費	1,000,000	400,000	1,400,000	1,326,947	73,053	横断幕作成、作品運送料等
部活動後援費	4,150,000	230,000	4,380,000	4,363,505	16,495	
引率旅費	2,150,000	30,000	2,180,000	2,178,406	1,594	土日等部活動引率旅費
遠征旅費	2,000,000	200,000	2,200,000	2,185,099	14,901	東海大会以上生徒遠征費
予備費	35,000	0	35,000	0	35,000	
予備費	35,000	0	35,000	0	35,000	
計	8,495,000	0	8,495,000	7,278,766	1,216,234	

(単位：円)

定期預金	当初預金残高	22,488,864
	定期預金利息	2,801
	現在預金残高	22,491,665

上記のとおり報告します

令和7年4月15日 静岡県立伊豆伊東高等学校後援会 会長 稲葉 雅之

(監査報告)

上記の決算について証拠書類、出納簿を精査したところ、適正かつ正確であることを認めます。

令和7年4月2日 令和6年度 伊豆伊東高等学校後援会

監事

栗田 幸治
 中川 和久

令和7年度 後援会役員 (案)

役職名	氏名
会 長	稲 葉 雅 之
副 会 長	白 鳥 宏 明
副 会 長	森 田 雅 彦
理 事	大 川 勝 弘
理 事	前 田 光 利
理 事	荻 野 高 志
理 事	嘉 福 昌 次
理 事	池 田 将 章
理 事	青 木 光 司
理 事	高 里 由 美 子
理 事	佐 藤 真 理 子
理 事	石 田 和 哉
理 事	齋 藤 麻 子
理 事	古 屋 仁 美
理 事	羽 兼 悠 太
理 事	木 村 幸 世

監 事

監 事	中 井 智 実
監 事	辻 恵

事 務 局

事 務 局 長	池 田 将 章
事 務 局 次 長	星 谷 朗 子
事 務 局 職 員	日 吉 淳
事 務 局 職 員	岩 沢 猛
事 務 局 職 員	山 田 哲 史

第4号議案

令和7年度 後援会事業計画 (案)

1 会議

(1) 理事会

開催日	議案事項	結果
7.4.30	(1) 令和6年度 事業報告について (2) 令和6年度 決算報告について (監査報告) (3) 令和7年度 役員選出について (4) 令和7年度 事業計画案について (5) 令和7年度 予算案について	

(2) 総会

開催日	議案事項	結果
7.5.8	(1) 令和6年度 事業報告について (2) 令和6年度 決算報告について (監査報告) (3) 令和7年度 役員選出について (4) 令和7年度 事業計画案について (5) 令和7年度 予算案について	

2 事業

静岡県立伊豆伊東高等学校後援会会則第4条に規定する事業

(1) 施設整備助成

- ・環境整備 (部活動施設除草作業等)
- ・施設整備、改善等

(2) 各事業に係る支援、経費助成

- ・作品運送料等
- ・学校行事に係る経費助成

(3) 部活動引率等旅費支給

(4) 部活動遠征旅費 (東海大会以上) 支給

令和7年度 後援会会計予算書 (案)

収入総額	6,715,000 円
支出総額	6,715,000 円
差引残額	0 円

収入の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
会費収入	5,760,000	6,201,600	△ 441,600	月額800円×延7,200人
雑収入	215	1,248	△ 1,033	預金利息等
繰越金	954,785	2,292,152	△ 1,337,367	前年度繰越金
計	6,715,000	8,495,000	△ 1,780,000	

支出の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
管理費	105,000	310,000	△ 205,000	
旅費交通費	0	10,000	△ 10,000	
消耗品費	5,000	200,000	△ 195,000	印刷用紙等
印刷製本費	100,000	100,000	0	学校行事案内等印刷費補助
事業費	2,368,000	4,000,000	△ 1,632,000	
施設整備費	748,000	2,000,000	△ 1,252,000	教育環境整備助成 バス停屋根設置
什器備品費	580,000	1,000,000	△ 420,000	教材等助成
事業後援費	1,040,000	1,000,000	40,000	各事業経費等
部活動後援費	4,217,000	4,150,000	67,000	
引率旅費	2,110,000	2,150,000	△ 40,000	部活動引率等旅費
遠征旅費	2,107,000	2,000,000	107,000	生徒部活動遠征費(東海大会以上)
予備費	25,000	35,000	△ 10,000	
予備費	25,000	35,000	△ 10,000	
計	6,715,000	8,495,000	△ 1,780,000	

各科目間の流用を認める。

(単位：円)

定期預金	預金残高	22,491,665
------	------	------------

静岡県立伊豆伊東高等学校後援会会長

静岡県立伊豆伊東高等学校後援会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、静岡県立伊豆伊東高等学校後援会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を静岡県伊東市吉田748-1、静岡県立伊豆伊東高等学校内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、静岡県立伊豆伊東高等学校（以下「本校」という。）における教育活動の後援及び教育環境整備に関する事業を行い、本校の教育の充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本校の教育活動の後援に関する事業
- (2) 本校の環境整備に関する事業
- (3) 本校の体育文化活動への援助に関する事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本校に在学する生徒の保護者又は本校の卒業生で、本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 前号に掲げる者以外の者で、本会の目的に賛同して入会した者又は団体
(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとするものは、理事会で別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 本会の活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、総会において別に定める額を支払うものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の会則その他の規則等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本校に在学する生徒の保護者でなくなったとき。

(2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 事業報告書及び収支決算書の承認
- (4) 会則の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして理事会又はこの会則で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として5月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 会則の変更
- (4) 解散

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 前項の規定にかかわらず、役員を選任する議案を決議するに際し、候補者の合計数が第19条に定める定数の枠内の場合には、候補者を一括して第1項の決議を行うことができる。

5 やむを得ず総会に出席できない正会員は、他の出席する正会員を代理人として、議決の委任をすることができる。この場合において、第1項から第4項の規定については、これを出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 13人
- (4) 監事 2人

(役員を選任)

第20条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって選定する。

(役員職務及び権限)

第21条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この会則で定めるところにより、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(役員任期)

第23条 役員任期は、1年とし定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第25条 役員は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第26条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとしてこの会則で定められた事項の承認

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会に出席できない理事は、他の出席する役員を代理人として、委任をすることができる。

この場合において、前項の規定については、これを出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、議事録を作成する。

2 会長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名1人は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 事務局

(事務局)

第31条 本会に事務局を置く。

2 事務局職員の選定その他事務局の運営に必要な事項は、理事会で別に定める。

第8章 会計

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、定時総会に提出し、その内容を報告するとともに、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

2 前項の承認を受けた書類は、定時総会に提出し承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置くとともに、会則及び会員名簿を事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員の名簿

第9章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第35条 この会則は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 本会は、総会の決議その他学校の再編整備などの事由により解散する。

第10章 雑則

(委任)

第37条 この会則に定めるもののほか、本会の運営その他必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和5年4月1日から施行する。

